

投票環境の向上方策等に関する研究会中間報告（要旨）

平成27年3月

国政選挙・地方選挙を通じて投票率が低下傾向にあるなか、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは、引き続き重要な課題。

投票環境における制約から有権者に有効な投票機会を提供できていない側面があるのであれば、少なくともそのような制約については、現在の技術的・制度的環境も踏まえ、できるだけ解消、改善し、有権者一人一人に着目した更なる投票機会の創出や利便性の向上に努めていくべきである。

1. 本研究会における検討項目

【1】ICTを活用した投票環境の向上

- (1) 他市町村不在者投票の投票用紙等のオンライン請求
- (2) 都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの改善
- (3) 投票所における選挙人名簿対照のオンライン化
- (4) 選挙当日における投票区外投票

【2】期日前投票等の利便性向上

- (5) 期日前投票の環境改善
- (6) 最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間等の見直し

【3】選挙人名簿制度の見直し

- (7) 選挙人名簿の内容確認手段の閲覧への一本化
- (8) 選挙人名簿の登録制度の見直し

2. 個別項目についての考え方

(1) 他市町村不在者投票の投票用紙等のオンライン請求

(ア) 現状と課題

- 不在者投票は、選挙期日前に、仕事や旅行等で滞在中の市町村（他市町村）や病院、老人ホーム等において投票を行うもの。
- その投票用紙等の請求を郵便等によって行う場合、請求文書の作成や当該文書の選挙管理委員会への到達にどうしても一定の時間がかかるが、請求の時点によっては、投票用紙を取り寄せて投票を記載したとしても、当該投票の送付・到着が投開票日に間に合わないという事態も想定される。

(イ) 検討

- 郵便等によって投票用紙等を請求する部分（手続）をオンライン化することができれば、時間短縮のメリットを享受することができ、従来は、手間と時間がかかるとしてそもそも不在者投票を行わなかった有権者等について、有効な投票機会を確保できる可能性があることから、その実現に向けてさらに検討を進めることが適当。

(2) 都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの改善

(ア) 現状と課題

- 他市町村へ転出した者は、転出先において3ヶ月以上住所を有するまで、都道府県の選挙の選挙権を有しないが、例外として、都道府県の選挙の選挙権を有する者が、引き続き同一都道府県の区域内の他市町村に住所を移した場合は、当該都道府県の選挙の選挙権を失わないこととされている。
- ただし、この例外の対象は住所の移転が市町村を単位として1回である場合に限られる。

(イ) 検討

- 住基ネットの活用状況等を踏まえ、有権者それぞれの住所移転の状況が異なる現状に対応するため、市町村を単位として2回以上住所を移した場合にも、都道府県の選挙の選挙権を失わないこととすることが適当。

(3) 投票所における選挙人名簿対照のオンライン化

(ア) 現状と課題

- 選挙人名簿の対照については安全かつ確実に行う必要があるため、投票所にある紙の名簿等と対照することとされ、オンラインによる名簿対照はできない。
- 一方、期日前投票の実務においては、二重投票を防止するため、有権者の投票済み情報を各期日前投票所間で共有することについて、補助的にオンラインによって行われている。

(イ) 検討

- 投票所における受付事務の円滑化・効率化に資するものであり、また、期日前投票における投票済み情報の共有が、これまで重大なトラブルもなく行われていることから、各団体が、セキュリティの確保等の措置を適切に講じた上で、名簿対照のオンライン化を行えるようにすることが適当。

(4) 選挙当日における投票区外投票

(ア) 現状と課題

- 投票所は各投票区ごとに設けられるが、有権者の行くべき投票所は、自己の属する投票区の投票所とされており、二重投票防止等の面からも、それ以外の投票所では投票できない。
- 商業施設等に期日前投票所を設置することで成果を上げている例もあり、選挙当日においても、既存の投票区にとらわれず、いずれの投票区の投票所でも投票できるようにしたり、利便性の高い場所に柔軟に投票所を増設できるようにしたりすることができないか検討する必要がある。

(イ) 検討

- 有権者によって行きやすい投票所は異なるという認識のもと、商業施設等にある利便性の高い投票所も含め、できる限り効果的に投票所を配置した上で、個々の有権者が、投票所までの距離や駐車場の状況等を勘案し、最も利便性が高いと考える投票所を自ら選択できることとするのが、有権者一人一人の投票環境の向上につながる。
- 投票区外投票については、個々の有権者の投票環境を実質的に向上させる可能性があるものとして、さらに検討を進めることが適当。

(5) 期日前投票の環境改善

(ア) 現状と課題

- 期日前投票については、不在者投票と比べて投票手続が簡素であることに加え、投票所設置の場所や期間、時間帯の設定について自由度が高いこともあり、平成15年の制度創設以降、その投票率は順調に伸びてきている。
- 投票環境の向上を図る有効な選択肢として、柔軟性や機動性のある期日前投票をさらに効果的に活用することが求められている。

(イ) 検討

① 商業施設等への期日前投票所の設置

- 期日前投票所を多くの人々が往来する駅構内や商業施設等に設置したり、中山間地等において一時的な投票場所を地区ごとに設置するなどにより効果を上げている例が見られるが、これらは、域内の有権者の動向に着目して投票所の効果的な配置を行うものであり、選挙の公正確保に十分留意しつつ、取組をさらに広げていく必要がある。

② 期日前投票の投票時間の弾力的設定

- 地域を通じて最適な投票時間を定められるよう、各期日前投票所の立地や利用状況等を踏まえ、それぞれの投票時間を弾力的に設定できるようにすることが適当。
- 現行の開始時刻（午前8時30分）の繰上げや終了時刻（午後8時）の繰下げに加え、午前8時30分から午後8時までの間、少なくともいずれか1つの期日前投票所を開いておくことを前提に、各期日前投票所の弾力的な時間設定を可能とすることが適当。

(6) 最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間等の見直し

(ア) 現状と課題

- 衆議院総選挙の期日前11日から8日までの間は、衆議院総選挙の期日前投票が行えるにもかかわらず、国民審査の期日前投票を行うことができない。

(イ) 検討

- 有権者の利便性向上に資するよう、国民審査の期日前投票の開始日を、衆議院総選挙の期日前投票の開始日と同様に、衆議院総選挙の公示日の翌日とすることが適当。

(7) 選挙人名簿の内容確認手段の閲覧への一本化

(ア) 現状と課題

- 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の登録を行った場合、新規登録者の氏名等を記載した書面を、一定期間縦覧に供するものとされているが、実際に縦覧が行われた件数は極めて少ない状況である。

(イ) 検討

- 縦覧の件数が極めて少ない現状や、国民の個人情報保護に関する要請の高まりなどを踏まえ、選挙人名簿の内容の確認手続を、個人情報保護に配慮した規定の整備がなされている選挙人名簿の抄本の閲覧に一本化することが適当。

(8) 選挙人名簿の登録制度の見直し

(ア) 現状と課題

- 選挙人名簿の登録（毎年3月、6月、9月、12月に行う定時登録及び選挙の際に行う選挙時登録）は、市町村の区域内に住所を有する年齢満20年以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き3ヶ月以上当該市町村の住民基本台帳に記録されている者について行うものとされている。
- 上記の被登録資格を満たした者が次の登録前に他市町村へ転出した場合や、19歳から20歳になる直前に他市町村へ転出した場合は、転出先で被登録資格を満たし、名簿に登録されるまで、国政選挙等の投票を行うことができない。

(イ) 検討

- 有権者一人一人に着目し、なるべく多くの有権者をもれなく登録するという観点から、被登録資格を満たした者が次の登録前に他市町村に転出した場合や、3ヶ月以上住所を有する19歳の者が20歳になる直前に他市町村へ転出した場合は、その旨を表示して登録することが適当。
- その他、選挙期間中に行う定時登録の年齢要件について選挙期日を基準日とすること、定時登録の登録基準日と登録日を同日とすること、定時登録の登録日が休日に当たる場合には、登録日を翌開庁日に繰り延べることを可能とすること、が適当。